

# 外来腫瘍化学療法診療科（1）について

専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療科を算定している患者様から電話などによる緊急の相談に24時間対応できる連絡体制が整備されています。急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制が確保されています。

実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、年1回以上開催しております。

## 外来化学療法の評価のイメージ

- 外来化学療法においては、注射料における外来化学療法加算を中心として各種の体制整備を評価してきている。
- 安心・安全な外来化学療法を推進していく観点から、副作用の発現に係る管理や緊急時の相談対応等について、体制整備に万全を期す必要がある。

